

令和4年2月21日

介護保険サービス事業者様

東三河広域連合介護保険課

「利用者への説明・同意等に係る見直し」について（注意喚起）

日頃は東三河広域連合介護保険行政にご理解ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度介護保険制度改正により、「説明」や「同意」など書面で行うことが規定又は想定されるものについては、書面に代えて「電磁的方法」によることができるとされたところです。当該取扱いについて、利用者とのトラブルを防ぐため、基準省令・解釈通知を抜粋し取扱い方法を周知いたします。

・基準省令・解釈通知

本件に係る基準省令は各サービスに新たに追加されており、条項が多岐にわたるため、参考として、指定居宅介護支援に係る条項を以下に記載いたします。

基準省令

「指定居宅介護支援等の事業の員数及び運営に関する基準」

第5章 雑則

（電磁的記録等）

第31条 省略

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供にあたる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

解釈通知

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（一部抜粋）

5 雑則

(1) 電磁的記録について

省略

(2) 電磁的方法について

基準第31条第2項は、利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。

- ① 電磁的方法による交付は、基準第4条第2項から第8項までの規定に準じた方法によること。
- ② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日 内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。
- ③ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日 内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。
- ④ その他、基準第31条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた方法によること。ただし、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。
- ⑤ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

留意点

・この内容は、従来の同意方法に加え、電磁的方法により利用者の同意等の意思表示を確認することも可とするものです。同意等を省略するものではありません。

Q&A

Q、利用者が電磁的方法での同意を拒む場合は、メール等で同意を得ることはできないのか？

A、利用者等から承諾を得た場合のみ、電磁的方法が可能となります。利用者が従来通り書面で同意を行いたいとのことであれば、双方の話し合いのうえ同意方法を決めてください。

Q、メールにて同意を得る場合、複数の案件に対して一通のメールで同意を得ることは可能か？

A、可能である。ただし、何に対する同意であるのか明確にわかるようにしたうえで同意を得てください。

Q、令和3年度の制度改正により、様式から署名欄が削除されているものがあるが、電磁的方法で同意を得ない場合は署名が必要か？

A、基準上、署名又は文章によって利用者の同意を得ること等が義務付けられているものに対しては、様式の署名欄が削除されていたとしても必要になります。

Q、居宅サービス計画書の第1表、第6表についても電磁的方法で同意を得ない場合は署名・押印が必要か？

A、電磁的方法で行う場合は署名が不要になりますが、口頭で同意を得て支援経過記録に記載するという方法は想定しておらず、従来の方法（第6表であれば、余白に署名をいただく等）で同意を得る必要があります。

※【東三河広域連合】令和3年度介護報酬改定 QA 集 NO.116、145 修正

（Q&A 修正前の居宅介護計画書につきましては、実地指導の対象といたしません。）